

図解

# マル保融資の流れと

# 主な保証制度

マル保融資の手続きの流れと、よく利用される保証制度を図解します。

## ①フローチャート 受付から回収までの流れ

### 金融機関の対応

### 信用保証協会の対応

#### 融資申込みの受付

金融機関の審査で融資の決裁を得ます。融資実行に問題がないと思われる先や、すぐに融資が必要な先については、自行庫の審査と並行、あるいは先行して協会へ事前審査を依頼することもあります。保証残高等を確認したい場合は、融資先から同意を得たうえで協会に照会します。

#### 保証委託申込みの受付

金融機関から提出された書類を基に協会が審査し、必要に応じて金融機関と協議を行います。協会が融資先企業と面談を行うこともあるので、融資先には事前にそのことを伝えておきましょう。

協会への提出書類 ↓ 20～23ページ参照  
信用保証依頼書／信用保証委託申込書／  
申込人(企業)概要／保証人等明細

#### 保証承諾

申込内容に問題がなければ承諾のうえ、信用保証書を発行します。金融機関は、保証書の内容が依頼書とおりか確認し、間違っていないか即座に訂正を申し入れます。保証の申込みから承諾までに要する期間は、純新規先であれば2～3週間程度、既存先であれば1～2週間程度が目安です。

#### 保証条件などの説明

保証内容などに問題がなければ、保証条件などを融資先に説明します。保証意思や担保提供意思を再度確認します。

#### 融資の実行

貸付金を入金し、協会へ実行報告書を提出します。保証料は融資先が協会へ払うものですが、支払事務は金融機関が代行します。

協会への提出書類  
実行報告書

#### モニタリング

貸付金が申込時の資金使途どおりに使われているか、約定どおりに返済されているかを確認します。協会への業況報告が必要になることもあります。返済中に延滞などの事故が発生したときは、速やかに協会へ事故報告書を提出し、その後の対応を協議します。

協会への提出書類 ↓ 24～25ページ参照  
業況報告書／事故報告書

#### 代位弁済請求

金融機関だけでは回収できなくなったときは、協会へ代位弁済を請求します。ただし、協会の条件を満たさなかった場合などは、代位弁済を否認されることもあります。

協会への提出書類  
代位弁済請求書／経過説明書／貸付元帳



#### 代位弁済

協会から金融機関に保証額が支払われ、融資額に対する保証割合は、100%または80%です。代位弁済後は、協会が融資先から回収を行います。